



定めに服する当社普通株式を割当てるための報酬を上記の報酬等の額の内枠として支給することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。なお、本制度の導入が本株主総会で承認可決されることを条件に、既に付与済のものを除き、監査等委員である取締役を除く取締役に対するストック・オプション制度は廃止することとし、今後、監査等委員である取締役を除く取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権の新たな発行は行わないこととします。

本制度に基づき当社の業務執行取締役に対して譲渡制限付株式を割当てるために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、前記報酬等の額の範囲内といたします。

2. 本制度の概要

(1) 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の業務執行取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、業務執行取締役は、当社取締役会決議に基づき、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、譲渡制限付株式の割当てを受けます。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引受ける業務執行取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定いたします。

また、上記金銭報酬債権は、当社の業務執行取締役が、上記の現物出資に同意していること及び本件割当契約（下記(3)に定義します。）を締結していることを条件として支給いたします。

(2) 譲渡制限付株式の総数

業務執行取締役に対して割当てる譲渡制限付株式の総数は、年 150,000 株を上限といたします。また、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができるものといたします。

(3) 本件割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける業務執行取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約（以下「本件割当契約」といいます。）は、以下の内容を含むものといたします。



① 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた業務執行取締役は、割当てを受けた日から 30 年以内で当社取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、当該譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない。

② 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた業務執行取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役又は監査役の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間中における当社の業績その他の指標について当社取締役会においてあらかじめ設定した目標値の達成度に応じて、当該業務執行取締役に割当てられた譲渡制限付株式（以下「本割当株式」という。）の全部又は一部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって、譲渡制限を解除する。

ただし、当該業務執行取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社の子会社の取締役又は監査役から退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整することができるものとする。

③ 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた業務執行取締役が、譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社の子会社の取締役又は監査役から退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記の譲渡制限期間が満了した時点若しくは上記により譲渡制限期間が満了する前に本割当株式につき譲渡制限が解除された時点において、譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合又は譲渡制限期間が満了する前に上記の目標値の達成度に応じ譲渡制限が解除されないことが確定したものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

④ 組織再編における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会決議（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会決議による承認を要さない場合においては、当社取締役会決議）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点



において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本件割当契約における意思表示及び通知の方法、本件割当契約の改定の方法その他取締役会で定める事項を本件割当契約の内容といたします。

3. その他

本株主総会において本制度の導入についてご承認いただいた場合、本株主総会後の取締役会で本件譲渡制限付株式の割当てについて決議予定であります。今回の割当てにおいては、平成 31 年 3 月期及び平成 32 年 3 月期の当社の連結財務諸表上の親会社株主に帰属する当期純利益の合計額が 5 億円以上となることを、本件譲渡制限付株式の譲渡制限の解除の基準となる目標値として設定する予定であります。

また、本株主総会において本制度の導入についてご承認いただいた場合、当社の従業員に対しても、譲渡制限付株式報酬制度を導入し、当社の普通株式を発行又は処分する予定です。

以 上